

機械器具30結紮器及び縫合器
一般医療機器 外科手術用ブルドック型クランプ (34951000)

ブルドック鉗子

【警告】

〈使用方法〉

クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)の患者、又はその疑いのある患者に使用した器具を再使用する場合には、最新の国内規制、ガイドラインを遵守すること。[感染予防のため]

【形状・構造及び原理等】

〔形状・構造等〕

1. 形状 (代表例)



2. 材質・組成

ステンレス鋼

【使用目的又は効果】

手術中の開腹時や開胸時に臓器・血管・組織の把持（又は結合、圧迫、支持等）し、止血する為に用いる器具である。

【使用方法等】

1. 【保守・点検に係る事項】に従い、使用に先立って洗浄・滅菌を行う。

2. 通法に従い操作する。

3. 【使用上の注意】及び【保管方法及び有効期間等】に従う。

【使用上の注意】

〈重要な基本的事項〉

1. 患者ごとに【保守・点検に係る事項】に記載する方法及び条件で、速やかに滅菌前の洗浄・注油・滅菌を行い、使用すること。

2. 本品を用いた処置により発疹、皮膚炎等の過敏症状又はアレルギー反応症状が現れた患者には、使用を中止し医師の診断を受けさせること。

3. 破折等の恐れがあるので、以下は行わないこと。

①本品に対する曲げ・切削・加圧等。

②粗雑な扱い。（キズをつける・落下させる・強い衝撃を与える等）

4. 薬液等が付着した場合、腐食する恐れがある為、速やかに清拭すること。

【保管方法及び有効期間等】

〈保管の方法〉

・保管の条件

1. 高温・多湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。

2. 金属電位差を原因としたガルバニック腐食を防ぐ為、材質の異なる器具と一緒に保管しないこと。

3. 「もらいさび」を防ぐ為、以下のことに注意すること。

①錆びている器具と一緒に保管しない。

②化学薬品と一緒に保管しない。

③滅菌器、保管庫等の内部に発生する錆びに注意する。

4. 変形の原因となるので、トレー・コンテナによる移動及び保管は丁寧に行うこと。なお、トレーやコンテナを使用する際は重い器具を乗せないこと。

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検事項（日常点検）〉

1. 〈洗浄・注油・滅菌の方法〉で指定する方法及び条件で、患者ごとに滅菌前の洗浄・注油・滅菌を行うこと。

2. 使用前及び使用後に以下について点検すること。

①外観及び各部品（可動箇所）の内部に汚れ、破損、ヒビ又は腐食等がないか。

②各部品の動きに異常はないか。

③コイルスプリングに錆・ヒビ等が確認された場合は速やかに使用を中止すること。

〈洗浄・注油・滅菌の方法〉

1. 本品の洗浄等を行うにあたり、弊社発行の『インストルメントの洗浄・滅菌ガイドブック』又は弊社ホームページ (<http://www.ydm.co.jp/>) のメンテナンスに関する項目も参照のこと。

2. 血液・体液・組織片、薬品等により汚染した器具は、汚染物質が乾いて固着することを防ぐ為に、使用後直ちに以下の手順で洗浄・滅菌を行うこと。汚染物質を付着したままにしておくと、除去しにくくなることがある。

①超音波洗浄装置・ウォッシャーディスインフェクター等の洗浄装置で洗浄する。

②本品を乾燥させる。（水分が残っていると錆びや滅菌効果低下の原因となる恐れがある）

③関節部に「インストルメントオイル（別売）」等の防錆潤滑油を注す。

※防錆潤滑油を注すまでは開閉しないこと。（油分がない状態で開閉するとカジリの原因となる）

④オートクレーブ滅菌器を用いて滅菌する。

〈洗浄・滅菌上の注意〉

1. 次の薬剤は、金属腐食を起こす恐れがあるので、使用しないこと。（次亜塩素酸ナトリウム、ホルマリン、ボビドンヨード、フェノール、グルコン酸クロルヘキシジン、塩化ベンゼトニウム、塩化ベンザルコニウム、過酢酸、電解酸性水）

※素材への影響度が添付文書等によって確認できない場合は、薬剤の製造販売元に確認することを推奨する。

2. アルコール等の薬剤を用いるオートクレーブ滅菌は、金属を腐食させるので行わないこと。

3. プラズマ滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。

4. 洗浄の際は以下に留意すること。

①家庭用洗剤は、デンプン等食品汚れを落とす為に開発されたものであり、血液中に含まれるタンパク質に対しての洗浄効果は期待できない。また、着色料や香料が含まれる為、それらの残存物が金属を腐食させことがあるので使用しないこと。洗浄には、医療用防錆洗浄剤を使用すること。

②腐食（錆び）等の原因となるので、磨き粉や金属ウール・金具ラシを使用しないこと。

**** ③ウォッシャーディスインフェクター等の洗浄装置等を使用する場合には、節水や時短プログラム等を使用すると付着した汚れ・洗浄液等が落ち切っていない場合がある。各メーカーの取扱説明書等を必ず参照し、すぎを確実に行い、汚れ等を除去すること。**

5. オートクレーブ滅菌器を取り扱う際は以下に留意すること。

①出来るだけ精製水（純水）を使用する。水道水を使用する、塩素イオンの影響で器具が腐食することがある。

②乾燥温度及び庫内温度に注意する。

③ヒーター近傍に本品を置かない。（表示温度より高くなる場合がある）

④庫内が高温となる恐れがある場合には、予熱乾燥を行う。高温の乾燥は、器具が変質又は変色、劣化、破損等することがある。

⑤洗浄やすすぎが完全でない状態、又はオートクレーブ滅菌器のチャンバー内に水垢が付着している状態のままオートクレーブ滅菌を行うと、器具に焼き付きが発生する恐れがある。

6. 洗浄・滅菌後は、本品に付着した水分を除去し、十分に乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると、錆び、シミ等の原因となることがある。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名	:	株式会社YDM
	:	〒355-0042
住所	:	埼玉県東松山市今泉28
電話番号	:	0493-24-3388
ファックス	:	0493-24-0703
ホームページ	:	http://www.ydm.co.jp/